奥州市における子ども食堂の支援に向けた連携協定書

奥州市（以下「甲」という。）及び社会福祉法人奥州市社会福祉協議会（以下「乙」という。）と株式会社モリレイ（以下「丙」という。）は、「笑顔あふれる」子どもの居場所を創造するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携しながら、それぞれの資源を有効に活用し、甲の地域の「持続可能な子ども食堂活動」を推進することを目的とする。

（役割）

第２条　役割は次のとおりとする。

⑴　甲は、子ども食堂の立ち上げ及び子ども食堂を実施する団体のネットワークづくりを支援する。

⑵　乙は、子ども食堂の運営支援及び子ども食堂実施に係る連絡調整を行う。

⑶　丙は、子ども食堂等実施のための食材提供及び各種情報提供を行う。

（提供に関する事項について）

第３条　提供に関する事項については次のとおりとする。

⑴　提供する食材の品目、数量等は丙が決定し、乙に提供する。

⑵　受領後の食材の品質管理及びその食材の提供先、数量等は、乙が決定する。

⑶　本協定に係る事業については、甲が関係機関に情報提供する。

（相互連携）

第４条　甲、乙及び丙は、相互に十分な意思疎通と連携を図るとともに、相互に意見交換を行うものとする。

（秘密の保持等）

第５条　甲、乙及び丙は、生命等の緊急を要する場合以外において、知り得た個人情報その他の情報を第三者に提供、開示又は遺漏しないものとする。

２　前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（協定の見直し）

第６条　甲、乙又は丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも解約の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で１年延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第８条　本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和３年７月 19 日

甲　岩手県奥州市水沢大手町一町目１番地
奥州市
奥州市長

乙　岩手県奥州市水沢南町５番 12 号
社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
会長

丙　岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目５番 12 号
株式会社モリレイ
代表取締役社長